

不正競争防止法等の一部を改正する法律案【不競法等】の概要

1. 背景

- 第四次産業革命の下、IoTやAIなどの情報技術の革新が進み、企業の競争力は、データやその活用に移り変わりつつある。こうした中、ビッグデータ等と産業とのつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）への対応が、我が国産業の喫緊の課題となっている。
- このため、データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備や、知的財産や標準においてビッグデータ等の情報技術に対応した制度の導入が必要である。

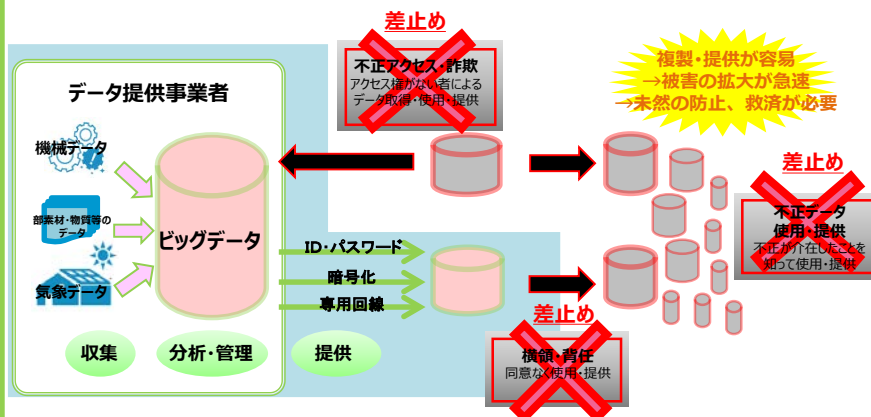
2. 法律の概要

ビッグデータ等のデータの不正取得・使用等に対する差止めの創設、JISの対象へのデータ、サービス等の追加、中小企業の特許料等の一律半減等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

(1) データの不正取得等に対する差止めの創設等

- ID・パスワード等の管理を施した上で事業として提供されるデータの不正取得・使用等を新たに不正競争行為に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の救済措置を設ける。【不正競争防止法】



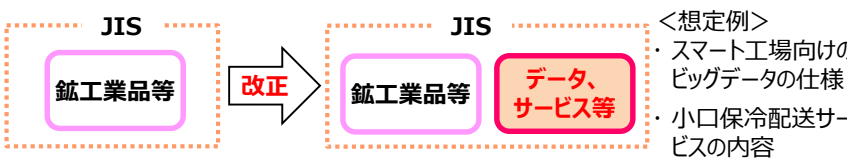
<対象となるデータの例>

- ・自動走行車両向けに提供する三次元地図データ
- ・POSシステムで収集した商品毎の売上データ
- ・化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ
- ・船主、オペレーター、造船所、機器メーカー等の関連企業がそれぞれ収集し、共有している船舶運行データ

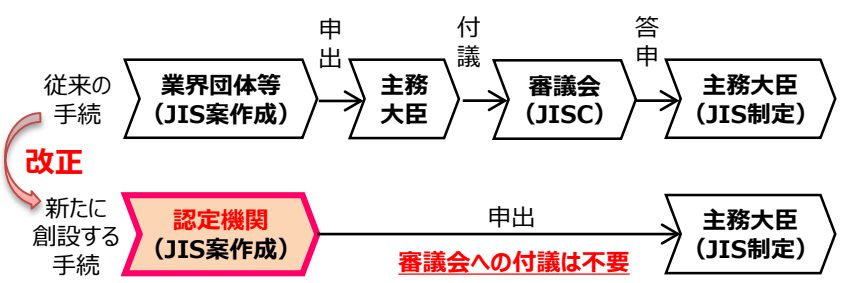
- 暗号等の技術的制限手段の効果を妨げる「プロテクト破り」を可能とする機器の提供等だけでなく、役務の提供等も不正競争行為に追加する。【不正競争防止法】

(2) JISの対象へのデータ、サービス等の追加等

- 標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。【工業標準化法】



- JISの制定手続について、専門知識等を有する民間機関を認定し、その機関が作成したJIS案について審議会への付議を不要とする。【工業標準化法】



- 認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる(現行は自然人と同額の上限100万円)。【工業標準化法】

(3) 中小企業の特許料等の半減等

- これまで一部の中小企業を対象だった特許料等の半減措置を、全ての中小企業に拡充する。【特許法、国際出願法】

現行	改正後
【対象】 赤字企業、研究開発型企業など 個別法で対象が限定 (制度を利用する中小企業は 全体の1/3程度の利用にとどまる。)	全ての中小企業
【手続】 煩雑 (証明書類の作成・提出)	簡素化 (証明書類不要)
【料金 (国内出願)】 ※10年間権利を維持する平均的なケース 約40万円 (軽減前)	約20万円
【料金 (国際出願)】 ※特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料 約20万円 (軽減前)	約10万円
※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金の引上げを行う予定。	

- 書類提出命令に際して、裁判所が証拠書類の必要性を非公開手続（インカメラ）で判断できるようにするとともに、第三者の技術専門家が当該手続に関与できるようにする。【特許法、商標法等】

○弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や企業等による規格（JIS等）の案の作成に関して知財の観点から支援する業務を行えるようにする。【弁理士法】